

【認定情報】審査期間

●認定審査期間の実績(2020.4月～6月)

	標準期間※1	実績
新規	2ヶ月	57～61日 (2ヶ月程度)
新規 (特定天井あり※1)	2.5ヶ月	—
計画変更	1.5ヶ月	—
計画変更 (特定天井あり※1)	2ヶ月	—
軽微な変更	1ヶ月	31～40日 (1ヶ月程度)
軽微な変更 (特定天井あり※2)	1.5ヶ月	—

—は該当期間内での実績なしを示す

※1 標準期間は認定申請～認定書交付までの標準日数を表しています。

※2 特定天井がある場合は「通常の審査期間 + 0.5ヶ月」を目安としてください。

- ・概ね標準期間で認定書が交付されました。(質疑等の対応に時間を要した案件は除く)
- ・コロナウイルス対策対応により、国交省への対面での認定申請は原則行わないこととなっております。
- ・お急ぎの案件は、お早めに事務局までご相談ください。

【お知らせ】新型コロナウイルス感染拡大への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、当法人の対応方針は以下のとおりとします。

1. 委員会、部会は**予定通り開催**いたします。
2. 委員会等の開催は、原則**web会議システム**を用いて行います。
(委員、申請者様の移動距離が短い手段を選択し、安全な業務遂行を心がけます。)
3. 上記の対応は、2020年4月8日より当面の間(終了時期未定)とします。

なお、打ち合わせ等においても、web会議システムでの実施を提案させていただくことがございます。

また、ご来所の際はマスクの着用をお願いいたします。

色々にご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【イベント】GBRC構造技術セミナー開催案内

例年開催しております「GBRC構造技術セミナー」について、今年度は11月ごろの開催を予定しております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、今年度はオンラインでの実施を予定しております。

詳細は現在検討中ですので、決まり次第、メールサービスの臨時便等でご案内させていただきます。

【解説】免震材料の告示改正に伴う手続きについて

令和3年4月以降の着工物件について、当該建築物の大臣認定申請書類に記載された免震材料が改正告示※¹への適合確認前の認定番号であった場合の手続きについては、下表の通りです。

各種手続き等	免震材料について 新たに認定を 取得した場合 (認定番号変更あり)	改正告示への適合を 指定性能評価機関の 評定等により確かめられた 場合 (認定番号変更なし)
当該建築物の 大臣認定の 手続き	軽微変更※ ²	不要※ ³
確認申請上の 手続き	軽微変更	不要 (評定書の提出)

※¹ 免震材料告示改正についてはVol.35 (2019/10/11) を参照してください。
(https://www.gbrc.or.jp/assets/documents/center/high_building_info35.pdf)

※² 物件ごとに個々の条件を確認する必要があるため、事前に指定性能評価機関にご相談ください。

※³ 構造図に評定番号を追記する際は、軽微変更が必要です。

(注1) 令和3年3月以前の着工案件であっても、改正告示適合品を施工時に採用された場合は、同様の手続きが必要となる可能性があります。

(注2) 制振構造物の場合は扱いが異なります。

【トピックス】建築物の認定番号の付番方法

今年度より、認定番号の付番方法が変更となりました。
(認定コード：英4文字 → 英7文字)

①②③④⑤⑥⑦	—	* * * * *	—	*
認定コード (英7文字)		建築物認定の通算番号 (5桁の数字)		変更番号

<認定コード>

- ①構造計算 (時刻歴) H: 超高層 M: 超高層以外
N: 非該当 S: 工作物
- ②主要構造物の耐火性能
- ③防火設備 (防火区画)
- ④避難安全性能
- ⑤大規模の建築物の主要構造部等
- ⑥耐火建築物等としなければならない特殊建築物
- ⑦防火地域及び準防火地域内の建築物

追加

例) ・原設計の認定 (HNNN - * * * *) に対し
3 回目の変更認定の場合

HNNNNNN - * * * * - 3 変更の回数を表示

(****は申請日順の通算番号)

詳細は国土交通省HPをご確認ください。
(<https://www.mlit.go.jp/common/001069848.pdf>)

【トピックス】JIS G 3112の改正

JIS G 3112 (2020年4月20日) の改正に伴い、SD295Bが廃止され、SD295AがSD295に変更されました。

改正前	SD295A	SD295B
改正後	SD295	(廃止)

この他、高強度鉄筋が追加され、主筋用とせん断補強筋の分類、および降伏比の規定が追加されました。

なお、告示第1446号が改正されていないため、建築基準法の取り扱いに変更はありません。(例えば、図面「SD295A」と記載されたものを「SD295」に変更する必要はありません。)

【お知らせ】役員交代と夏季営業について

●理事長交代について

6月19日付で上谷宏二(うえたにこうじ)が理事長となりました。

それに伴い申請書等の理事長名も更新しております。新しい様式は、ホームページよりダウンロード頂けます。ご利用よろしくお願いいたします。

(URL: https://www.gbrc.or.jp/building_confirm/high_building/)

●お盆期間中も休まず業務を行います。

当法人としての夏季休業はございません。通常通り業務を行っております。

【編集後記】

藤井棋聖誕生に沸き立つ中、AI将棋が注目を浴びています。建築業界でもAIのフレーズを耳にしますが、直接触れる機会が無かったためまいちピンとこない感じでした。そんな中、今年度のセミナーにAIを取り上げます。テーマは「一歩先の構造設計」で近未来の構造設計法をご紹介できればと考えています。ぜひお楽しみにしてください。(N)

【お知らせ】Facebookページ開設(再)

「GBRC性能評定課」のFacebookページを開設しました。

色々な情報を随時発信していきますのでぜひご覧下さい!



会員登録不要!



gbrc性能評定課 facebook

URL (<https://www.facebook.com/gbrc.or/>)

発行者: 一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課
担当: 甲谷、中川、尻無瀨

TEL: 06(6966)7600 FAX: 06(6966)7680

E-mail: seinou@gbrc.or.jp

